

奈良市公報

号 外 第 7 号

平成21年 6 月15日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

○奈良市国際文化観光都市建設審議会条例の一部を改正する条例……………	1
○奈良市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例……………	1
○戸籍事項の無料証明に関する条例……………	2
○奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例……………	2
○奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	2
○奈良市図書館協議会条例……………	2
○奈良市観光施設整備基金条例の一部を改正する条例…	3
○奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	3
○奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	3
○奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	4
○奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	4
○奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	5
○職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	5
○奈良市手数料条例の一部を改正する条例……………	5
○奈良市保健所条例の一部を改正する条例……………	12
○奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例……………	13
○奈良市介護保険条例の一部を改正する条例……………	13
○奈良市もてなしのまちづくり条例……………	14
○奈良市人権文化のまちづくり条例……………	16
○奈良市体育施設条例の一部を改正する条例……………	17
○なら工芸館条例の一部を改正する条例……………	18
○奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例……………	18
○奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例……………	19
○奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例…	20
○市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例……………	20
○奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例……………	21
○奈良市税条例等の一部を改正する条例……………	21

条 例

奈良国際文化観光都市建設審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 1 号

奈良国際文化観光都市建設審議会条例の一部を改正する条例

奈良国際文化観光都市建設審議会条例（平成12年奈良市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「若しくは奈良県」を「、これに準ずる団体若しくは奈良県（以下「関係行政機関等」という。）」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

4 関係行政機関等の職員のうちから任命された委員に事故があるときは、その委員の指名する当該関係行政機関等の職員がその委員に代わって会議に出席し、議決に加わることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成21年 3 月31日揭示済）

奈良市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 2 号

奈良市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例（設置）

第 1 条 介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う第 1 号被保険者に係る介護保険料の急激な上昇の抑制に要する経費の財源に充てるため、奈良市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金
- (2) 奈良市介護保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は奈良市一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 本市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合

(2) 本市が行う前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発費、介護保険料の賦課及び徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(平成21年3月31日揭示済)

戸籍事項の無料証明に関する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第3号

戸籍事項の無料証明に関する条例

戸籍事項の無料証明に関する条例（昭和29年奈良市条例第16号）の全部を改正する。

戸籍に関する証明事務で、法律の規定に基づき条例の定めるところにより無料で証明を行うことができるとされているものについての手数料は、無料とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(奈良市国民健康保険条例の一部改正)

2 奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第23条及び第24条を次のように改める。

第23条及び第24条 削除

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第4号

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例（昭和59年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成21年3月31日」を「平成21年7月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第5号

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良市個人情報保護条例（平成13年奈良市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報

(2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報

(3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
第26条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）が提供を受けた行政記録情報（同条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市立図書館協議会条例をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第6号

奈良市立図書館協議会条例

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第 1 項の規定に基づき、奈良市立図書館に奈良市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 協議会は、委員10人以内で組織する。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 協議会の庶務は、奈良市立中央図書館において処理する。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年 5月 1 日から施行する。

（奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

図書館協議会の委員	日 額	9,500円
-----------	-----	--------

（平成21年 3 月31日揭示済）

奈良市観光施設整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 7 号

奈良市観光施設整備基金条例の一部を改正する条例

奈良市観光施設整備基金条例（昭和60年奈良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市観光振興基金条例

第 1 条中「本市内の観光施設の整備事業の推進」を「本

市における観光施設の整備、誘客促進事業の推進等観光振興」に、「奈良市観光施設整備基金」を「奈良市観光振興基金」に改める。

第 6 条中「観光施設整備事業の推進」を「本市の観光振興」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（平成21年 3 月31日揭示済）

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 8 号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 6 年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第 2 項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改める。

第 3 条第 2 項中「 8 時間」を「 7 時間45分」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成21年 3 月31日揭示済）

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 9 号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正）

第 1 条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

費 用 弁 償 額

航空賃	車 賃 （1 キロメートルにつき）	旅 行 雑 費 （1 日につき）		宿 泊 料 （1 夜につき）
		近隣府県	その他	
実 費	37円	850円	1,700円	15,500円

備考

1 鉄道賃及び船賃については、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第 3 号）第14条及

び第15条の規定による同条例別表1項に掲げる職員の受けるべき鉄道賃及び船賃相当額を支給する。

2 この表において「近隣府県」とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県をいう。

3 この表の規定にかかわらず、その旅行が職員等の旅費に関する条例第18条第2項各号に該当する場合には、旅行雑費を支給しない。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「従事した日」の次に「の属する月分について、翌月15日まで」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

費用弁償額

航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)
		近隣府県	その他	
実費	37円	800円	1,600円	14,500円

備考

1 鉄道賃及び船賃については、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)第14条及び第15条の規定による同条例別表1項に掲げる職員の受けるべき鉄道賃及び船賃相当額を支給する。

2 この表において「近隣府県」とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県をいう。

3 この表の規定にかかわらず、その旅行が職員等の旅費に関する条例第18条第2項各号に該当する場合には、旅行雑費を支給しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例別表及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第10号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)附則第6項
- (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)附則第5項
- (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)附則第4項
- (4) 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)附則第5項

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第11号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条の2中「前条第9項」を「前条第10項」に改める。
第17条第3項中「8時間」を「7時間45分」に改める。
附則に次の1項を加える。

17 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間、給料表の適用を受ける職員の給料月額額は、同表、第7条の2及び奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第15号。以下この項において「改正条例」という。)附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、同表に規定する額(第7条の2の規定の適用を受ける職員にあつては同条に規定する額とし、改正条例附則第8項の規定の適用を受ける職員にあつては同表に規定する額に同項に規定する額を加えた額とする。以下「給料表の額」という。)から当該各号に定める額を減じた額とする。ただし、第16条第2項及び第3項、第20条、第22条第2項、第24条第4項及び第5項(第25条第4項において準用する場合を含む。)並びに第25条第3項並びに奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額(第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)は、給料表の額とする。

- (1) 職務の級が1級から5級までの職員 給料表の額の100分の2に相当する額
- (2) 職務の級が6級及び7級の職員並びに職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの 給料表の額の100分の3に相当する額
- (3) 職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当

の額が74,800円を超えるもの並びに職務の級が 9 級及び10級の職員 給料表の額の100分の 4 に相当する額

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第12号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「又は介護保険料」を「、介護保険料又は後期高齢者医療保険料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第 3 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた滞納処分等に関する業務に係る奨励手当について適用し、同日前行われた滞納処分等に関する業務に係る奨励手当については、なお従前の例による。

(平成21年 3 月31日揭示済)

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第13号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び第 6 項並びに第 9 条第 1 項の規定中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第18条を次のように改める。

(旅行雑費)

第18条 旅行雑費の額は、旅行先の区分に応じた別表の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、旅行雑費を支給しない。

(1) 県内及び近接地で市長が規則で定める地域内に旅行する場合

(2) 公用の交通機関を利用する旅行の場合

第23条の 2 中「日当」を「旅行雑費」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第14条、第15条、第18条、第19条関係）

区分	職 別	旅 行 雑 費 (1 日につき)		宿 泊 料 (1 夜につき)
		近隣府県	その他	
1	市 長	850 ^円	1,700 ^円	15,500 ^円
2	副市長 水道事業管理者 教育委員会 教常勤の監査委員	800	1,600	14,500
3	前 2 項以外の一 般職の職員	650	1,300	13,800

備考 この表において「近隣府県」とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第14号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(医薬品販売業許可更新申請手数料等の特例)

2 平成24年 5 月31日までの間における薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「平成18年改正法」という。）附則第 2 条に規定する既存一般販売業者及び平成18年改正法第15条に規定する者に係るこの条例の適用については、別表第108項、第109項及び第110項の規定中「基づく医薬品店舗販売業」とあるのは、「基づく薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）第 1 条の規定による改正前の薬事法の規定による医薬品の卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業」とする。

3 平成18年改正法附則第14条に規定する当分の間における同条に規定する者に係るこの条例の適用については、別表第108項、第109項及び第110項の規定中「基づく医薬品店舗販売業」とあるのは、「基づく薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）第 1 条の規定による改正前の薬事法の規定による特例販売業」とする。

別表第44項中「又は同法第18条第17項」を「申請又は同法第18条第17項」に改め、同表第76の 4 項の次に次のように加える。

76の 5	長期優良住宅建築等計画 認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 55,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の7項において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合にあっては、10,000円） イ 共同住宅等の場合 ア に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 71,000円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、12,000円） イ 共同住宅等の場合 ア に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 119,000円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、17,000円） イ 共同住宅等の場合 ア に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額

			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 185,000円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、26,000円） イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅にあっては、1,000平方メートルを超えるもの）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 359,000円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、36,000円） イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
			床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1 件につき 636,000円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、64,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	1 件 に つ き 1,088,000 円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、107,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	1 件 に つ き 2,006,000 円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、174,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額
			床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合	1 件 に つ き 2,862,000 円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、213,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額
			床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合	1 件 に つ き 3,505,000 円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、227,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額

76の6	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請であって、同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査		1件につき次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイ及びウに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額） ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額 ウ 第35項のアに規定する第35の2項に掲げる手数料額の消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額
76の7	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合	1件につき8,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合にあつては、4,000円）に次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更（以下「第1号変更」という。）の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 39,000円 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更（以下「第2号等変更」という。）の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 10,000円 ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に係る変更（以下「第3号変更」という。）の場合 2,000円

			変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 1 件につき10,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合にあっては、6,000円）に次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあっては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） ア 第 1 号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 52,000円 イ 第 2 号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 11,000円 ウ 第 3 号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 1 件につき14,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合にあっては、10,000円）に次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあっては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） ア 第 1 号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 92,000円 イ 第 2 号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 14,000円 ウ 第 3 号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 1 件につき24,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合にあっては、20,000円）に次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあっては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） ア 第 1 号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 143,000円 イ 第 2 号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 20,000円 ウ 第 3 号変更の場合 2,000円

			変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅の場合にあっては、1,000平方メートルを超えるもの） 1 件につき34,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合にあっては、30,000円）に次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあっては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 291,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 35,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 1 件につき62,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合にあっては、58,000円）に次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 530,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 46,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 1 件につき105,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合にあっては、101,000円）に次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 928,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 56,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円

			変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	1 件につき172,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合にあっては、168,000円）に次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 1,737,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 98,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合	1 件につき211,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合にあっては、207,000円）に次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 2,524,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 129,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合	1 件につき225,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合にあっては、221,000円）に次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 3,121,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 161,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円

76の8	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請であって、同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイ及びウに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額） ア 前項に掲げる手数料額 イ 第35項に掲げる手数料額 ウ 第35項のアに規定する第35の2項に掲げる手数料額の消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額
76の9	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき 6,000円
76の10	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき 6,000円

別表第107項中「医薬品販売業許可申請手数料」を「医薬品店舗販売業許可申請手数料」に、「卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業（以下「医薬品販売業」という。）を「店舗販売業（以下「医薬品店舗販売業」という。）に改め、同表第108項中「医薬品販売業許可更新申請手数料」を「医薬品店舗販売業許可更新申請手数料」に、「医薬品販売業の」を「医薬品店舗販売業の」に改め、同表第109項中「医薬品販売業許可証書換え交付手数料」を「医薬品店舗販売業許可証書換え交付手数料」に、「医薬品販売業の」を「医薬品店舗販売業の」に改め、同表第110項中「医薬品販売業許可証再交付手数料」を「医薬品店舗販売業許可証再交付手数料」に、「医薬品販売業の」を「医薬品店舗販売業の」に改め、同表中第137の7項を第137の8項とし、第137の6項を第137の7項とし、第137の5項の次に次のように加える。

137の6	犬ねこ引取り手数料	動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	1頭につき 3,000円
-------	-----------	--	-----------------

別表備考中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第76の5項から第76の8項までに規定する住戸数で除して得た金額に500円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が

生じたときはこれを1,000円に切り上げる。ただし、当該住戸数で除して得た金額が1,000円未満の場合は、1,000円とする。

9 第76の5項に規定する床面積の合計は、建築物を建築する場合において、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

10 第76の7項に規定する変更に係る床面積の合計は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更して建築物を建築する場合において、当該建築の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

附 則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。ただし、附則の改正規定及び別表第107項から第110項までの改正規定は同月1日から、同表中第137の7項を第137の8項とし、第137の6項を第137の7項とし、第137の5項の次に第137の6項を加える改正規定は同年10月1日から施行する。

(平成21年3月31日掲示済)

奈良市保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第15号

奈良市保健所条例の一部を改正する条例
奈良市保健所条例（平成13年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表食品検査の部食品中の添加物検査の款定量分析の項中「7,500円」を「8,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の奈良市保健所条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請される検査に係る手数料について適用し、同日前に申請された検査に係る手数料については、なお従前の例による。

（平成21年 3 月31日揭示済）

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第16号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「電気洗濯機」の次に「及び衣類乾燥機」を加える。

附 則

- この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（平成21年 3 月31日揭示済）

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第17号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「19,800円」を「21,200円」に改め、同条第 3 号中「30,900円」を「32,900円」に改め、同条第 4 号中「44,100円」を「47,100円」に改め、同条第 5 号中「200万円」を「125万円」に、「又は第 7 号イ」を「、第 7 号イ又は第 8 号イ」に、「55,100円」を「54,100円」に改め、同条第 6 号中「400万円」を「200万円」に、「又は次号イ」を「、次号イ又は第 8 号イ」に、「66,100円」を「58,800円」に改め、同条第 7 号中「800万円」を「400万円」に、「除く。」に「を「除く。」又は次号イに」に、「77,200円」を「70,600円」に改め、同条第 8 号中「88,200円」を「94,100円」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条中同号の前に次

の 1 号を加える。

- (8) 次のいずれかに該当する者

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。） 82,300円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。
（平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率の特例）

- 3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第11条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成21年度から平成23年度までの各年度の保険料率は、新条例第 4 条の規定にかかわらず、42,300円とする。

- 4 平成21年度における保険料率は、新条例第 4 条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第 4 条第 1 号に掲げる者 20,400円
- (2) 新条例第 4 条第 2 号に掲げる者 20,400円
- (3) 新条例第 4 条第 3 号に掲げる者 31,700円
- (4) 新条例第 4 条第 4 号に掲げる者 45,300円
- (5) 新条例第 4 条第 5 号に掲げる者 52,100円
- (6) 新条例第 4 条第 6 号に掲げる者 56,600円
- (7) 新条例第 4 条第 7 号に掲げる者 68,000円
- (8) 新条例第 4 条第 8 号に掲げる者 79,300円
- (9) 新条例第 4 条第 9 号に掲げる者 90,600円
- (10) 令附則第11条第 1 項及び第 2 項に規定する者 40,800円

- 5 平成22年度における保険料率は、新条例第 4 条及び第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第 4 条第 1 号に掲げる者 20,800円
- (2) 新条例第 4 条第 2 号に掲げる者 20,800円
- (3) 新条例第 4 条第 3 号に掲げる者 32,300円
- (4) 新条例第 4 条第 4 号に掲げる者 46,200円
- (5) 新条例第 4 条第 5 号に掲げる者 53,100円
- (6) 新条例第 4 条第 6 号に掲げる者 57,700円
- (7) 新条例第 4 条第 7 号に掲げる者 69,300円
- (8) 新条例第 4 条第 8 号に掲げる者 80,800円
- (9) 新条例第 4 条第 9 号に掲げる者 92,400円

(10) 令附則第11条第3項において準用する同条第1項及び第2項に規定する者 41,600円
(平成21年3月31日揭示済)

奈良市もてなしのまちづくり条例をここに公布する。
平成21年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第18号

奈良市もてなしのまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第19条）

第3章 もてなしのまちづくり推進委員会（第20条—第23条）

附則

奈良に日本の都が遷されてから1300年。往時を偲^{しの}ばせるものが今なお輝きながら魅力あるたたずまいをみせるまち。世界遺産を有するまち。歴史と文化が現代に脈々と受け継がれてきたこのまちは、私たちの誇りです。私たちは、このすばらしいまちを今まで大切に守り伝えてくれた先人に感謝し、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。そのかけがえのない奈良が、このまちで暮らす人だけでなく、観光客をはじめ、奈良を訪れる人すべてに愛されることこそが、私たちの願いです。そのためには、私たちが本来持っている「もてなしの心」を呼び覚まし、奈良を訪れる人を温かく迎え入れ、心地よく過ごしていただくことが大切です。私たち一人一人が思いやりと親しみを込めて振る舞うとともに、身近な地域の魅力を掘り起こし、新しい価値を加え、育^{はぐく}むことで、奈良を訪れる人の心が安らぎで満たされれば、それが私たちの喜びになります。

そして、私たち一人一人がそのような「もてなしの心」を、奈良を訪れる人だけでなく、奈良で暮らすあらゆる人にも向けて、「もてなしの心」を皆で共有することができれば、様々な立場を越えて、誰もが心地よく過ごせる豊かな地域社会の形成につながります。

私たちは、こうした「もてなしのまちづくり」への努力を続けることによって、この歴史ある奈良の価値をさらに高め、奈良を訪れる人が何度でも訪れたいとなり、奈良で暮らす人がずっと暮らしたいとなる魅力あふれる奈良のまちを目指します。

ここに、その決意をもってこの条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるもてなしのまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、もてなしのまちづくりに関する市の施策の基本的事項を定めることにより、市民一人一人が奈良に誇りと愛着を持ち、もてなしの心を育むまちづくりを市、市民及び事業者が協働して推進し、もって誰もが訪れたいとなり、末永く暮らしたいとなる魅力

あふれる奈良市を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) もてなし 相手に心地よく過ごしていただくために、温かく相手を受け入れ、心を込めて接し、また、思いやりを持って振る舞うことをいう。

(2) もてなしのまちづくり 市民一人一人がもてなしの心を育み、奈良に誇りと愛着を持ち、奈良を訪れる人をはじめ、あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく過ごすことのできるまちにする取組をいう。

（基本理念）

第3条 もてなしのまちづくりは、次の基本理念にのっとり推進が図られなければならない。

(1) 誰もが日常の場面からもてなしの心をもって振る舞い、相手に思いやりと親しみを示すこと。

(2) 市、市民及び事業者が、それぞれの立場でもてなしのまちづくりの担い手として主体的に取り組むとともに、これらの協働によりもてなしのまちづくりを推進すること。

(3) もてなしの心の醸成及びもてなしの実践に必要な啓発、支援等により、もてなしのまちづくりの担い手を育成すること。

(4) 世界遺産に登録された「古都奈良の文化財」をはじめとする奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を学び、発掘し、又は創造し、それらを生かした個性豊かなまちづくりを推進し、その情報を発信すること。

(5) 年齢、性別、言語、習慣等の差異又は障がいの有無にかかわらず、誰もが心地よく、安心して過ごせる環境を整備し、豊かな地域社会を形成すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、もてなしのまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、市のすべての施策にもてなしのまちづくりの視点を取り入れ、それを推進するものとする。

3 市は、もてなしのまちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と幅広く連携を図るとともに、市民及び事業者と協働し、これらの者のもてなしのまちづくりに関する意見を適切にその施策に反映させなければならない。

4 市は、もてなしのまちづくりを推進するため、観光客等の来訪者（以下「来訪者」という。）に必要な協力を求めるとともに、来訪者のもてなしのまちづくりに関する意見を適切にその施策に反映させなければならない。

（市職員の責務）

第5条 市の職員は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、その職務の遂行に当たっては、常にもてなしの心をもって市民、来訪者等そのかわるすべての者に接し、積極的にもてなしの実践に努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、もてなしの心をもって来訪者を温かく迎えるとともに、地域、職場、学校等あらゆる場で誰に対しても積極的にもてなしの実践に努めるものとする。

2 市民は、奈良の歴史、文化、伝統等とともに暮らすことに誇りと愛着を持ち、その魅力を積極的に発信するよう努めるものとする。

3 市民は、居住する地域において、地域社会の一員として、もてなしの心をもって互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めるものとする。

4 市民は、基本理念にのっとり、もてなしのまちづくりに関する市の施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、その事業活動において積極的にもてなしの実践に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、もてなしのまちづくりに関する市の施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

3 観光にかかわる事業者は、その事業活動が来訪者の印象に与える影響が特に大きいことを認識し、もてなしの心を反映したサービスを提供するとともに、市民及び来訪者の意見をその事業活動に反映させるよう努めるものとする。

(来訪者の協力)

第8条 来訪者は、奈良が世界遺産とともに暮らすまちであることを配慮し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を理解しつつ、もてなしのまちづくりに協力するものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、もてなしのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、もてなしのまちづくりに関する施策の実施に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第20条に定める奈良市もてなしのまちづくり推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民及び事業者のもてなしの心^{はぐく}み、これらの者のもてなしのまちづくりに関する取組への参画を促進するため、必要な広報及び啓発に努めるものとする。

(活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者が自発的に行うもてなしの

まちづくりを推進する活動のために情報の提供その他必要な支援を行い、その活動を促進するとともに、もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体と協働するために必要な施策を講じるものとする。

(学習の支援及び教育)

第12条 市は、地域、学校、家庭等様々な場において、市民が奈良の歴史、文化、伝統等を学習する機会を確保するよう努め、その学習を支援するために必要な施策を講じるものとする。

2 市は、子どもたちが奈良に誇りを持ち、もてなしのまちづくりの担い手となるよう、地域、学校、家庭その他の教育の場において、奈良の歴史、文化、伝統等に関する教育を実施するよう努めるものとする。

(観光の振興)

第13条 市は、市民及び事業者と協働して、多くの来訪者を迎えるため、観光資源の開発及び保全に努めるとともに、観光情報の発信その他観光の振興のために必要な施策を講じるものとする。

(交流の促進)

第14条 市は、市民が外国人を含む多くの来訪者と、又は市民相互で積極的に交流し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を共有することを促進するとともに、その機会の確保のために必要な施策を講じるものとする。

(美しいまちづくり)

第15条 市は、市民及び事業者と協働して、良好な環境及び景観の保全を図り、奈良を美しく保つために必要な施策を講じるものとする。

(優しいまちづくり)

第16条 市は、市民及び事業者と協働して、公共施設の整備、案内表示の充実等、年齢、性別、言語、習慣等の差異又は障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に心地よく過ごすことのできる環境を整備するために必要な施策を講じるものとする。

(地域社会の形成の促進)

第17条 市は、市民による良好な地域社会の形成の促進を図るために、その自主性及び自立性を尊重しつつ、必要な施策を講じるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第18条 市は、もてなしのまちづくりに関する施策を効果的に実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

2 市は、前項の情報収集及び調査研究を行うに当たっては、必要に応じて市民及び事業者と連携し、又は市民及び事業者と協力を求めるものとする。

(顕彰)

第19条 市長は、もてなしのまちづくりの推進に著しく貢献し、他の模範となると認められる活動を行った者を顕彰することができる。

第3章 もてなしのまちづくり推進委員会

(設置)

第20条 第9条第2項（同条第4項において準用する場合

を含む。)に定めるもののほか、もてなしのまちづくりの推進を図るため、奈良市もてなしのまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第21条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) もてなしのまちづくりについての情報収集、調査研究及び情報発信に関すること。
- (2) 第19条に規定する顕彰についての審査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、もてなしのまちづくりに関する重要事項

2 委員会は、前項に掲げるもののほか、もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体との連携及び協働のために必要があると市長が認める事項を所掌する。

(組織)

第22条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第23条 前3条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

もてなしのまちづくり推進 委員会の委員	日 額	10,000円
------------------------	-----	---------

(平成21年3月31日揭示済)

奈良市人権文化のまちづくり条例をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第19号

奈良市人権文化のまちづくり条例

わたしたちのまち奈良は、平城京に都が遷^{うつ}されてから政治経済や国際交流の拠点となり、その後も豊かな文化や美しい自然環境を育みながら、発展してきた。しかし、時代の移り変わりの中でさまざまな社会問題も生じ、本来人間が持っている生きるための権利が阻害される等人権にかかわる課題も存在している。

長い歴史の中で、市民の暮らしの中に根付いてきた文化を大切に、また一方で人権課題が生まれたという側面にも着目しながら、市と市民とが互いの役割を認識し、協働することにより、人権文化のまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別並びに子ども、高齢者、女性、障がい者及び外国人への差別はもとより、あらゆる人権侵害をなくすため、市の責務、市民及び事業者の役割並びに市の施策について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって人権文化の根付いた明るくふれあいのある奈良市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市行政におけるすべての分野にわたり人権尊重の視点に立ち、人権文化のまちづくりのための諸施策(以下「人権施策」という。)を推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくり及び市民の人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、相互に基本的人権を尊重し、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識して人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識し、社会的責任を果たすとともに、人権尊重の社会的環境づくりに努めるものとする。

(推進体制の整備)

第5条 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県、関係機関及び関係団体との連携を強化し、推進体制の整備に努めるものとする。

(施策の総合的な推進)

第6条 市は、人権文化のまちづくりのための教育及び啓発活動の促進、人権擁護体制の充実その他人権に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(市民参画及び協働による施策の推進)

第7条 市は、人権施策に市民が主体的に参画することの重要性を認識し、市民参画及び協働のための仕組みづくりを行うものとする。

(調査等の実施)

第8条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じ実態調査、意識調査等を行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例の廃止)

2 奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例（平成 6 年奈良市条例第29号）は、廃止する。

(平成20年 3 月31日揭示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第20号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 主競技場の項及び補助競技場・投てき練習場の項を次のように改める。

主 競 技 場	独 占 使 用	アマチュ アスポー ツ（球技 を除く。）	入場料の類を徴収する場合		円 9,600	円 12,800	円 25,600
			入場料の類を徴収しない場合		4,800	6,400	12,800
		アマチュ アスポー ツ以外の スポーツ （球技を 除く。）	入場料の類を徴 収する場合	営利を目的とす る場合	72,000	96,000	192,000
				営利を目的とし ない場合	36,000	48,000	96,000
			入場料の類を徴 収しない場合	営業宣伝を目的 とする場合	33,000	44,000	88,000
				営業宣伝を目的 としない場合	16,500	22,000	44,000
		球 技	入場料の類を徴収する場合		42,000	56,000	112,000
			入場料の類を徴収しない場合		19,500	26,000	52,000
	個 人 使 用 （ 1 人 当 た り ）				200	250	
	補 助 競 技 場	独 占 使 用	陸 上 競 技		3,000	4,000	8,000
球 技 等			1,800	2,400	4,800		
個 人 使 用 （ 1 人 当 た り ）				150	200		

別表第 4 補助競技場の項の次に次のように加える。

投 て き 練 習 場	独 占 使 用				1,800	2,400	4,800
	個 人 使 用 （ 1 人 当 た り ）				150	200	

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(平成21年3月31日掲示済)

なら工芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第21号

なら工芸館条例の一部を改正する条例

なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項中「午後9時」を「午後6時」に、「午後8時30分」を「午後5時30分」に改める。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 展示コーナー使用料

区 分		午 前	午 後	全 日
		10:00～ 12:00	13:00～ 18:00	10:00～ 18:00
入場料等を徴収しない場合	平 日	円 1,800	円 4,500	円 5,700
	土・日・祝日	2,100	5,200	6,600
入場料等を徴収する場合	平 日	3,600	9,000	11,400
	土・日・祝日	4,200	10,500	13,300

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年3月31日掲示済)

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第22号

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の章名を付する。

第1章 総則

第1条中「古都としての景観」を「世界遺産を有する本市固有の歴史的景観」に改める。

第2条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 対象施設の建築に関する規制

第1節 ラブホテルの建築に関する規制

第3条の次に次の1条を加える。

（ラブホテル該当の決定）

第3条の2 市長は、前条の届出があつたときは、当該届出の建築物がラブホテルに該当するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会（以下「審議会」という。）

の意見を聴くことができる。

第4条の見出しを「（ラブホテルの建築の禁止区域）」に改め、同条中「、土地」及び「（以下「禁止区域」という。）」を削り、「及びぱちんこ屋等」を「（専ら営業の用に供する部分に限る。）」に改め、同条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域第4条第5号を削り、同条第4号中「別表第2」の次に「及び別表第3」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 奈良市都市景観条例（平成2年奈良市条例第12号）

第9条第1項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区

第5条の見出しを「（ラブホテルの建築の同意）」に改め、同条第1項中「又はぱちんこ屋等（以下「ラブホテル等」という。）を建築する場合には」を「を建築しようとする者は」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の同意を求められた場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

第12条を削り、第11条を第14条とする。

第10条第1項中「第7条」を「第9条」に改め、同条第2項第2号中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第13条とする。

第9条第2項中「奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会」を「審議会」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の章名、1条及び章名を加える。

第4章 雑則

（委任規定）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

第8条を第10条とする。

第7条中「第4条」の次に「及び第6条」を加え、同条を第9条とする。

第6条第1項中「前条第1項の規定又は同条第3項の条件に違反してラブホテル等」を「第5条第1項の規定若しくは同条第3項の条件又は第7条第1項の規定若しくは同条第3項の条件に違反してラブホテル又はぱちんこ屋等（以下「ラブホテル等」という。）」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の節名、2条及び章名を加える。

第2節 ぱちんこ屋等の建築に関する規制

（ぱちんこ屋等の建築の禁止区域）

第6条 市内の次の各号に掲げる地域、地区又は区域においては、ぱちんこ屋等（専ら営業の用に供する部分に限る。）を建築してはならない。

(1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

(2) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区

(3) 奈良市都市景観条例第 9 条第 1 項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区 (4) 別表第 2 に定める施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル（当該施設の敷地が商業地域にある場合で、その商業地域にぱちんこ屋等を建築するときは、50メートル）以内の区域 （ぱちんこ屋等の建築の同意） 第 7 条 前条の禁止区域外の地域においてぱちんこ屋等の建築物を建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。 2 市長は、前項の同意を求められた場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。 3 市長は、第 1 項の同意をする場合においては、この条例の目的を達成するため、必要な条件を付けることができる。 第 3 章 勧告等 附則第 5 項中「第 4 条」を「第 6 条」に改め、同項第 1 号ア中「及び」の次に「奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例（平成21年奈良市条例第22号）による改正前の」を加え、同号中ウ及びエを削り、同項第 2 号を次のように改める。 (2) 火災、震災その他既存店舗の所有者又は営業者の責めに帰することができない事由で規則で定めるものによる滅失に伴い、市長が建築を必要と認めるぱちんこ屋等で、次のいずれにも該当するもの。ただし、建築物が周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであることその他市長が定める要件に該当する場合に限る。 ア 当該既存店舗が滅失した日から起算して 5 年以内に建築されるものであること。 イ 次のいずれかに該当すること。 （㍑）当該滅失した既存店舗の所在地が、当該滅失前から第 6 条の禁止区域に含まれていたこと。 （㍒）当該滅失した既存店舗の所在地が、当該滅失以後に第 6 条の禁止区域に含まれることとなったこと。 ウ 当該滅失した既存店舗とおおむね同一の場所にあること。 エ 当該滅失した既存店舗とおおむね等しい面積であること。 附則第 6 項中「奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会」を「審議会」に改める。 附則第 7 項中「第 6 条及び第 7 条」を「第 7 条第 3 項、第 8 条及び第 9 条」に改める。 別表第 2 中「(第 4 条関係)」を「(第 4 条・第 6 条関係)」に改め、同表第 3 号中「第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設」を「第39条第 1 項に規定する保育所」に改め、同表中第 5 号から第 8 号までを削る。 別表第 3 を次のように改める。 別表第 3 （第 4 条関係） (1) 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設	（保育所を除く。） (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第 5 章（第42条を除く。）に規定する公民館 (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 2 条第 3 項第 11号に掲げる隣保事業により設置された人権文化センター (5) 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの 附 則 この条例は、平成21年 7 月 1 日から施行する。 (平成21年 3 月31日揭示済) 奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成21年 3 月31日 奈良市長 藤 原 昭 奈良市条例第23号 奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例 (奈良市営住宅条例の一部改正) 第 1 条 奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。 附則に次の見出し及び 3 項を加える。 （入居者資格としての収入の条件、家賃等に関する経過措置） 10 平成21年 4 月 1 日前に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる入居者資格としての収入の条件について、同項（同項第 2 号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合においては、同号中「同条第 5 項第 1 号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令（以下「旧令」という。）第 6 条第 5 項第 1 号」と、「令第 6 条第 5 項第 2 号」とあるのは「旧令第 6 条第 5 項第 2 号」と、「令第 6 条第 5 項第 3 号」とあるのは「旧令第 6 条第 5 項第 3 号」とする。第 5 条に規定する事由がある場合において同日前に市営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる入居者資格としての収入の条件についても、同様とする。 11 平成21年 4 月 1 日において現に市営住宅に入居している者で第17条第 3 項本文の規定による当該市営住宅の毎月の家賃の額が同項本文の規定による当該市営住宅の平成21年 3 月の家賃の額を超えるものに係る毎月の家賃について、同項の規定を適用する場合において
--	--

は、平成21年度から平成24年度までの間は、同項中「令第2条」とあるのは、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）附則第3条」とする。

- 12 平成21年4月1日において現に市営住宅に入居している者に係る収入超過者としての認定のための収入の条件、高額所得者としての認定のための収入の条件及び収入超過者に対する家賃の算定方法について、第26条第1項及び第2項並びに第28条第1項を適用する場合においては、平成26年3月31日までの間は、第26条第1項中「第6条第1項第2号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第6条第5項」とし、同条第2項中「令第9条」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第9条」とし、第28条第1項中「令第8条第2項」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第8条第2項」とする。

（奈良市改良住宅条例の一部改正）

- 第2条 奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「178,000円」を「139,000円」に、「137,000円」を「114,000円」に改め、同条第4項中「178,000円」を「139,000円」に、「137,000円」を「114,000円」に、「200,000円」を「158,000円」に、「242,000円」を「191,000円」に改める。

（奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正）

- 第3条 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「178,000円」を「139,000円」に、「137,000円」を「114,000円」に改め、同条第4項中「178,000円」を「139,000円」に、「137,000円」を「114,000円」に、「200,000円」を「158,000円」に、「242,000円」を「191,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
（奈良市改良住宅条例の一部改正に伴う経過措置）
- この条例の施行の際現に本市の改良住宅、改良住宅店舗作業場、店舗付改良住宅、小集落改良住宅及び小規模改良住宅に入居している者に係る収入超過者に対する措置については、平成26年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の奈良市改良住宅条例第5条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正に伴う経過措置）
- この条例の施行の日前にコミュニティ住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件につ

いては、第3条の規定による改正後の奈良市コミュニティ住宅条例（以下「新コミュニティ住宅条例」という。）第6条第1項において読み替えて準用する奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第6条第1項（同項第2号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。同条例第5条に規定する事由がある場合において同日前にコミュニティ住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者が決定されることとなるときにおける当該コミュニティ住宅の入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件についても、同様とする。

- 4 この条例の施行の際現にコミュニティ住宅に入居している者に係る収入超過者に対する措置については、平成26年3月31日までの間は、新コミュニティ住宅条例第6条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（平成21年3月31日揭示済）

奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第24号

奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例
奈良市学校給食センター条例（平成17年奈良市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（平成21年3月31日揭示済）

市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第25号

市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立奈良病院使用料及び手数料条例（平成16年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2 その他の利用者の項を次のように改める。

その他の利用者	1時間以内の場合	無料
	1時間を超える場合	1時間を超える時間1時間までごとにつき100円

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（平成21年3月31日揭示済）

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例をこ

ここに公布する。

平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第26号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成21年 3 月」を「平成22年 3 月」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（平成21年 3 月31日揭示済）

奈良市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 3 月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第27号

奈良市税条例等の一部を改正する条例

（奈良市税条例の一部改正）

第 1 条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条の 2 第 1 項第12号中「特定非営利活動促進法」の次に「(平成10年法律第 7 号)」を加える。

第28条第 3 項中「第 5 号の 5 様式」の次に「、第 5 号の 5 の 2 様式」を加える。

第32条第 1 項中「若しくは第 2 項」を削る。

第44条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第44条の 3 中「(同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」を削る。

第44条の 5 第 1 項中「(同条第 2 項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した額)」を削り、同条第 2 項中「及び同条第 2 項」を削り、「同条第 3 項」を「同条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「(同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」を「前条第 1 項」とあるのは「第44条の 5 第 1 項」に改める。

第47条の 2 第 1 項第 2 号中「この号」の次に「及び第 62条」を加える。

第60条第 7 項中「第10条の 2 の 9」を「第10条の 2 の 10」に改める。

第62条中「第 9 号」の次に「、第 9 号の 2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第64条の次に次の 1 条を加える。

第64条の 2 法第348条第 2 項第11号の 5 の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号に、家屋については第 2 号及び第 3 号に、償却資産については第 4 号及び第 5 号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

(4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第65条中「、第11号の 4」を「から第11号の 5 まで」に改める。

第102条第 2 項中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

第133条第 2 号中「令第54条の38」を「令第54条の38第 1 項」に改める。

第163条第 2 項中「附則第16条」を「附則第15条の 6 から第15条の 9 まで」に改める。

附則第 8 条第 2 項第 2 号中「前条第 1 項」を「前条」に改める。

附則第10条中「、第15条の 3 又は第39条第 5 項」を「又は第15条の 3」に、「、第15条の 3、第38条第 2 項若しくは第39条第 5 項」を「若しくは第15条の 3」に改める。

附則第10条の 2 第 4 項中「同法第41条第 1 項の規定による地方公共団体の」を「令附則第12条第21項第 2 号に規定する」に改め、同条第 7 項中「附則第 7 条第 7 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改める。

附則第10条の3を削る。

附則第11条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出しを「(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成19年度分又は平成20年度分」を「平成22年度分又は平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地であつて、平成20年度分」を「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地であつて、平成23年度分」に改める。

附則第11条の3を削る。

附則第12条の前の見出し及び同条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第12条の2中「(平成18年法律第7号) 附則第15条第1項」を「(平成21年法律第9号) 附則第9条第1項」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「附則第18条の3」の次に「(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第13条(見出しを含む。)及び附則第15条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第17条の2を削る。

附則第19条第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第23条の2第3項第2号中「第24条の2第1項前段」を「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第24条第3項第2号中「第24条の2第1項前段」を「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第25条第3項第2号中「第24条の2第1項前段」を「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第28条第5項第2号中「第24条の2第1項前段」を「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第28条の2第2項第2号中「第24条の2第1項前段」を「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改

める。

附則第28条の3の2第2項第2号中「第24条の2第1項前段」を「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第28条の3の4第2項第2号中「第24条の2第1項前段」を「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第5項第2号中「第24条の2第1項前段」を「第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

附則第29条の前の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第4項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この項において」を削り、同条第5項及び第6項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第29条の2中「(平成18年法律第7号) 附則第15条第1項」を「(平成21年法律第9号) 附則第9条第1項」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第30条(見出しを含む。)中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第32条第1項から第3項までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第4項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この項において」を削る。

附則第33条中「及び第17条の2」を削る。

附則第35条中「第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項、第53項から第59項まで若しくは第61項」を「第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」に改める。

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「附則第7条第2項各号」を「附則第7条第3項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度

の初日の属する年の 1 月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 2 項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の 1 月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由

(奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成20年奈良市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「次条第20項及び第21項」を「次条第18項及び第19項」に改め、同条第 4 号中「第14項」を「第12項」に改め、同条第 5 号中「次条第15項から第19項まで」を「次条第13項から第17項まで」に改める。

附則第 2 条第 3 項中「第41条の18の 3」とあるのは、「第41条の18の 3 並びに」を「第41条の18の 3 に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業」とあるのは、「第41条の18の 3 に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業及び」に、「」とする」を「に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 条の規定による改正前の地域再生法（平成17年法律第24号）第 5 条第 3 項第 3 号に規定する事業」とする」に改め、同条第 7 項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第10項中「(次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削り、同条中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を削り、第14項を第12項とし、第15項を第13項とし、同条第16項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第 7 条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第 7 条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第28条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される新条例第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第 2 条第16項」を「附則第 2 条第14項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第16項」

を「第14項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第16項」を「第14項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とし、同条第21項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第19項とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び次条第 3 項の規定は、同年 6 月 4 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の 2 第 4 項の規定は、平成21年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第 1 条の規定による改正前の奈良市税条例附則第10条の 2 第 4 項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の奈良市税条例附則第10条の 2 第 2 項の規定は、平成21年 6 月 4 日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(平成21年 3 月31日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。